

令和5年度 志免町保育施設等入所基準表

(1)基本指数表

※休憩時間を含めた時間

号	保護者の状況		基本指数		
	類型	細目			
1	就労	① 被雇用者 ② 自営業 ③ ②の者と同居する者で、その事業者の事業に従事(専従者)	月160時間以上(正規職員)の勤務をしており、それに見合う収入がある。	18	
			月140時間以上160時間未満の勤務をしており、それに見合う収入がある。	16	
			月120時間以上140時間未満の勤務をしており、それに見合う収入がある。	14	
			月100時間以上120時間未満の勤務をしており、それに見合う収入がある。	12	
			月80時間以上100時間未満の勤務をしており、それに見合う収入がある。	10	
			月64時間以上80時間未満の勤務をしており、それに見合う収入がある。	8	
2	内職	内職	月20,000円以上の収入	3	
3	出産	妊娠・出産	産前6週から産後8週(多胎妊娠の場合は産前14週から産後8週)	6	
4	保護者の疾病・障がい等	(1)疾病・負傷	①入院	1カ月以上の入院	19
			②居宅内療養	疾病等の理由により完全に保育困難と認められる場合	18
				疾病等の理由により育児の軽減(週4~5日程度)が必要な場合	12
			(2)障害者手帳	疾病等の理由により育児の軽減(週2~3日程度)が必要な場合	8
		身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級		18	
		身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級	16		
身体障害者手帳4級、精神障害者保健福祉手帳3級	12				
5	介護・看護	入院・通院の看護	入院又は通院している親族に月120時間以上(週4~5日)付き添いが必要な場合	13	
			入院又は通院している親族に月120時間未満(週2~3日)付き添いが必要な場合	7	
		居宅看護・介護	月120時間以上(週4~5日)の介護・看護	13	
			月120時間未満(週2~3日)の介護・看護	7	
6	就学	就学・技術習得	月120時間以上の就学(通信制は除く)	14	
			月120時間未満の就学(通信制は除く)	8	
7	求職	求職中	求職中・起業準備中	2	
8	災害	災害復旧活動従事	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたる期間	21	
9	その他	その他	虐待やDVのおそれがあること	町長決定	
			その他町長が保育が必要であると認める状態にある場合	町長決定	

(2)調整指数表

項目	条件	調整指数		
加算指数	1	ひとり親家庭	20	
	2	単身赴任家庭の場合(住民票上、又は、勤務証明書等で確認できるものに限る)	1	
	3	保育士として従事する場合	月120時間以上	8
			月120時間未満	4
	4	在園児のきょうだい児(ただし育休中での在園の場合を除く)	1	
5	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合(ひとり親家庭を除く)	5		
減算指数	1	採用予定(復職予定は含まない)、又は勤務時間等の変更(時間増)の場合	採用予定	▲1
		勤務時間等の変更(時間増)	▲1	
	2	入所案内をしたが、辞退された場合。(年度内1回につき。)	▲1	
3	労働基準法上、適当な就労時間と収入でないもの((1)基本指数表1それに「見合う収入」をいう)	▲4		

※ 勤務時間は、勤務開始時間から勤務終了までの時間(休憩時間を含む)とする。

※ 採用見込・復職予定については、基本指数表1号に準ずる。(ただし、調整指数表の減算指数を適用する。)

※ 複数の基本指数に該当する場合は、高い方を採用する。

※ 世帯の保育施設等入所基準指数算出は「父(基本指数+加算指数-減算指数)+母(基本指数+加算指数-減算指数)」

※ 志免町保育料算定に係る「家計の主宰者」認定に関する内規第3条に該当する場合、18歳以上65歳未満の同居者は(1)基本指数表の要件を確認する。

【保育施設等入所基準指数が同点の場合の優先順位】

1. 児童福祉の観点から特別な支援が必要な世帯
2. 同居の親族等がないひとり親家庭
3. 育児休業開始(産後8週)により退園した児童のいる世帯
4. 多子世帯(すでにきょうだいが保育施設等へ入所しており、同じ保育施設等へ入所となる場合を優先)
5. 勤務終了時間が早い保護者を比較して、勤務終了時間がより遅い世帯
6. 勤務終了時間が早い保護者を比較して、勤務地が遠い世帯
7. 希望順位が高い世帯
8. 保育料の納付状況
9. 18歳以上65歳未満の同居者について(1)基本指数表の要件の有無